

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷六 邑智郡下（後編）

山崎 亮  
錦織 稔之

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷六 邑智郡下（後編）

酒谷村・九日市村・石原村・千原村・片山村・熊見村・川戸村・濱原村・久保村・糟（粕）淵村・湯抱村・志君村・高畑村・奥山村・吾郷村・野井村・瀧原村・築瀬村・乙原村・明塚村・亀村・信喜村・高山村

はじめに

『石見国神社記』全十卷八冊（卷一 安濃郡、卷二 邇摩郡、卷三 那賀郡上、卷四 那賀郡下、卷五 邑智郡上、卷六 邑智郡下、卷七・卷八 美濃郡、卷九・卷十 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査―明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告に基づく―の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札からの情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三―一九〇六）が、独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作であ

る。

本号では前号に続き、錦織稔之との共同作業により、卷六 邑智郡下の二十三村分を翻刻する。紙幅の関係で、本巻（卷六 邑智郡下）は前編・中編・後編の三編に分かつことになった。本稿はその後編にあたる。今回の翻刻では、野井村・瀧原村・築瀬村・明塚村・亀村・信喜村・高山村の七村は浜田藩領であったが、それ以外の村々は銀山領に属していた。

本稿は、前号までと同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となった「邑智郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

註

（1）安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

（2）藤井宗雄が中心となって、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五―「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ）、「邇摩郡神社書上帳 上下」（三八二）、「那賀郡神社書上帳」（二四九）、「那賀郡神社書上帳 二」（三八三）、「邑智郡神社帳 上」（二四八）、「美濃郡神社書上帳 上」（三八四）である。

（山崎）

## 翻刻の凡例

- 『石見国神社記』巻六 邑智郡下は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十二月とある。邑智郡内の五十九村分が収められている。本号ではそのうちの二十三村分を翻刻した。
- 原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。
- 原文の記述の内容は、元の資料となった「邑智郡神社書上帳 中」「邑智郡神社書上帳 下」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四八「邑智郡神社帳 上」所収)と対照させている。特に小社や森神の項目において、( ) は、書上帳等での異なる表記を、また「」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。
- 原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(○)○」を付して正すか、「(ママ)」「  
もしくは「(○○カ)」と推定される字句を付した。
- 原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。
- \*は、翻刻者による註記を示す。

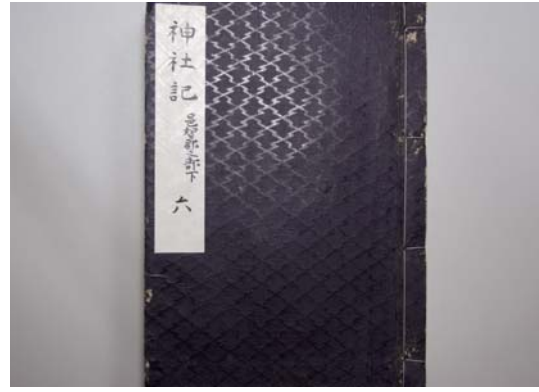
(山崎・錦織)

八幡宮

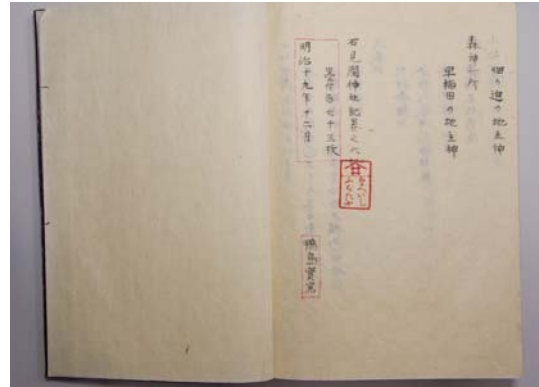
酒谷村

光鎮坐

祭神、響田別命・足仲彦命・息長足姫命○神体、木像二  
 祭日、九月十日○先年宮座、左座頭一番茂田与四郎、二番下藏本飯嶋玄蕃、三  
 番あかの出与一左衛門、以下十八番迄名略、右座頭一番間野かいち屋敷敷木六  
 郎左衛門、二番もとめ、三番下國澤、以下十六番迄名略、泉山御奉行様自永祿  
 五年壬戌十月廿一日、日下之物申治郎左衛門殿、右者永祿年中自中絶仕、宮  
 座無御座候得共、此度存立惣氏子中致興行、先年之御神事之通、幸御役を定、  
 神明御納受御祈禱相勤申候、於子々孫々例年不替御神事被成可被下候、御宝殿  
 御寄進地下中無残候以上、元祿七曆戌八月十三日、高橋因幡藤原直正、〳天能  
 戸於押明方濃雲間從神世能月於早〴拜間世、雲州飯石郡八上雨大明神祠官書之



表紙



奥書

建物、本社・拜殿・鳥居

棟札、奉創建八幡宮、元祿十四辛巳四月廿五日、石州邑知郡上沢江上酒谷村司  
 宣藤原朝臣高橋因幡守有政、和泉山城主佐和高秀公内笠井式部小輔四代孫藤原  
 氏笠井七郎右衛門宗清、同内野津民部少輔四代孫藤原氏野津清左衛門次則、奉  
 寄進、大檀那藤原氏品川源右衛門正綱、藤原氏松原孫右衛門清則御一家、田中  
 縫殿佐内飯嶋玄蕃少輔四代孫藤原氏飯嶋次郎右衛門宗次、和泉山城主佐和高秀  
 公内矢吹主殿頭四代孫藤原氏矢吹作左衛門政清、同内矢吹主殿頭四代孫矢吹權  
 右衛門元則、同内矢吹主殿頭四代孫矢吹市郎右衛門次之藤原氏出雲高橋野都正  
 次藤原氏尾瀧九郎左衛門吉廣藤原氏三人本願人庄屋宗清、上酒谷村御番所藤原  
 氏藤井勘右衛門尉友之、山内龜松尉利寛、中場源之助政利、〳有難やうい瀧に  
 宮つくりこれか社の初なりけり、〳天の戸をひらきて月のよもすから涼しく拝  
 有明の月

宗雄云、この歌と創建とあるを思へは此時はしめて勧請せりと思はれ、宝  
 永三年に勧請<sup>而</sup>以来百年とあれば元和年中に勧請かとも思ゆれと、永祿五年  
 に宮座の事あれハ勧請ハ猶ふるし

鳥居、元祿十五年四月廿一日、和泉山之内漆谷兵部少輔四代孫藤原氏他人  
 之助正俊、和泉山之家来鬼三嶋藤原氏小兵衛、和泉山内深井内藏助四代孫藤原  
 氏作右衛門宗則、備後之藤城山内主計頭五代孫藤原氏本屋鋪七右衛門政則、右  
 之外前年棟札の名略す○当社八幡宮号関東常陸国屋貝城木積八幡元祖也、城主  
 正六位上行平右衛門小尉三善清政郷、守護神山陰道石陽<sup>■</sup>向割爲勧請、雲石二  
 州国主佐和平右衛門少尉三善朝臣清政郷、号和泉山居住則麓八幡勧請<sup>而</sup>以来百  
 年云云再興云云、宝永三丙戌十二月、司官高橋因幡守真政男伊勢熊真次、神歌  
 曰〳風ふくとみそしの空はさわくとも我かまくたねハよもにさかへよ

宗雄云、安濃郡多根村佐賣山神社の種祭歌に、〳千石や五石の池に種つけ  
 て我まくたねハよものさかゑる、〳風吹ハみそきの川ハさわくとも打蒔たね

ハ蔵の下つミ、此二首を採合せたるならむ

造宮、享保十二丁未年三月、司官藤原氏高橋因幡守正重○造立拜殿、明和四丁

亥年孟春、上酒谷村庄屋奈須浅右衛門、神主高橋因幡守正重○上葺、明和九壬

辰年五月○葺替、文化元甲子年九月○再建神門一基、文化五戊辰年九月十日、

庄屋景山文三郎○葺替御社、文政五壬午年九月廿一日○再建八幡宮御社一字、

天保十一庚子年十一月、神主高橋巨理藤原政次○造立酒谷上組正八幡宮拜殿、

弘化二乙巳年四月中旬○再建立拜殿清女大座神事、弘化二乙巳年九月九日○鳥

居再建、文久元辛酉年九月十日

末社、惠美(比)須社

同、金屋子社

社人、高橋三代岐、家筋高橋因幡より三代岐まで五代相続

一宗雄云、永禄五年物申治郎左衛門あり、苗字を記さされハ詳ならず、元禄中

高橋因幡守有政、宝永中因幡守真政男伊勢熊直次、享保中より明和まで因幡

守正重、次に山城守屋次、文化・文政中豊後重清、天保中より文久中まで巨

理政次、此次は三代岐ならむ、有政より三代岐まで八名あり、五代とはいか、

小社十三所

和泉山の八幡宮○本家奥の稲荷社○酒谷市の廣田社○光埜の大歳社○大上宮の

東照宮○藏本の地主神○元目の地主神○光の光大神宮○門の\*上の荒神○森原

の三郎社○大歳の大歳社○保閑の荒神○同所の金屋子社

森神五所

高地原の岩上神○そり(曾利)田の大歳神○光埜の荒神○横屋屋敷の水神○高

畑の荒神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「の」の語はない。

九日市村

若一王子神社

御丹原鎮坐○推古天皇二十九辛巳年、紀伊国熊野権現勧請

祭神、伊弉册命・速玉男命・事解男命○神体、鏡一、鉾二

祭日、九月廿九日

建物、本社・拝所・神庫・鳥居

棟札、元和六庚申年九月奠余一葉日、社司大江姓永井氏飛弾大掾重政、再建之

張本迹摩銀阜住波多野喜四良源信勝

宗雄云、是は殊に略て記す、延宝四丙辰年九月に出雲国静松堂龍吟といふ僧

の書し棟札なり、文中に回禄の事あり

恭願云云、石州邑知郡上佐波之郷九日市村三丹原若一王子権現御宝殿一字建立

之事云云、大檀那安部三郎兵衛府・漆谷九郎右衛門府・深井清左衛門府・多久

市左衛門府云云、慶安二己丑菊月、沙門慧頓謹書之○再造、寛文十一辛亥菊月

下幹日、神主永井和泉守行之○新建立、貞享元甲子年九月廿九日、社司永井和

泉守行之○上葺、元禄十四辛巳年三月六日○鳥居再建、享保二丁酉初夏、庄屋

田邊利右衛門吉政○上葺、享保十四己酉年九月廿八日、祠官永井大和守行次○

同、寛延四辛未年九月第<sub>(下等)</sub>九日、注連主永井遠江守○造立、安永四乙未年九月

廿八日、神主永井遠江藤原秀次・同千本左次○上葺、寛政十二庚申年八月十七

日、願主佐和莊太郎、神主永井信濃守大江左次

宗雄云、○を附しは下地を削り其上に文字を書しものなり、さて大江とある

も後の所為なり、其は此次に藤原とあれハなり

再建鳥居、享保二壬戌年九月大祭日、神主永井信濃守藤原左次○再建拜殿、文

政八乙酉年八月朔日、神主永井信濃正藤原左次・永井左中・二男伊織・三男此

面謹書○上葺、天保十一庚子年九月祭日、神主永井信濃正大江觀次

宝器、額一面、左大臣僧正良助筆、加藤真齋寄附○太刀、文化八辛未秋九月祭

日、奉獻習陳拔刀一口、佐和世眞梓稽首

末社、稻荷社○棟札、新建立稻荷大明神、寛保元年辛酉霜月、神主永井左中秀次、文に先年享保十八癸丑、從京石州九日市勸請

同、金刀比羅社

社人、永井武清、家筋毛利陸奥守元就九男天野六郎左衛門元政男永井重政、当社神職となり武清まで八代相統

宗雄云、慶応中、山口藩支配のとき、毛利氏の系に其裔石見国九日市の神職となりし事ありとて尋られしとき、八幡宮の本殿に古来より不開の箱といふありて開きたるに符合せり、其書は山口に遣したりとぞ

小社二十所

八幡の劍神「社」○金入山の八幡宮○西三<sup>\*</sup>原の七荒神

天保十三壬寅九月廿三日、磯平山畑の蕎麦刈りに行とて、堂か谷にて腰より鎌抜落て左足のきびすの釣筋をきり歩行不<sup>レ</sup>叶、つれの人に背負て貫歸り、直に医師を頼、縫て薬を請く、夫より益々痛<sup>ミ</sup>歩行ハ不<sup>二</sup>申及一、寢起も独手にては不<sup>レ</sup>叶、臥いたりける内、十月十日夜、夢の如くに何様とも知らず告あり、我は長々土の底に埋りてあり、其方堀て呉よと仰られけるに、頭を大男の嚴敷押へる如くにて上くることあたハす、御答もすることもならず、へい<sup>く</sup>とのミ申斗りなり、尤脊戸畑のよふに仰られけるとおもひて目覺たり、翌十一日養父直助を頼て拙老に右の夢の次第、又是より内心覚の有無を告来りたり、拙老直助に申けるは、四十年來は予何事も知れり、足の痛治し次第、堀可<sup>レ</sup>申、何れの所何の印を御授け被下へしと問へし、然る所ものいふこと不能と云ふ、依て然らば一念におもふて寢へしと申聞けたり、夫より三日位過、又夢の如く居所湿地にて片身からはくさりたり、早く堀へしと御告あり、又三日位過て昼寝の内に我は此空ほとかくい<sup>（角井）</sup>のなか二尺四方底に居るなりと御告あり、又夫より五日位過て夜夢の如く白馬に乗りて磯平か家の屋根口二辺位御廻り被成、次に

拙老か庭より土蔵の屋根軒口の瓦の上を走給ふ、其馬如<sup>レ</sup>雪、然るに御手とくつわの所より手繩ほと見えて馬上の身体尊顔等始終見事あたはず、此夢覺て翌日始て拙老か宅へ磯平杖にすかりて来りて直談を聞たり、事ことに拙老へ届けをしたりける、十一日か十日の頃、最早其方足も少は立へし、すはりてなりとも堀り見よと申聞置たり、十三日午時過、件の場所を堀けれハ二尺斗底に少しの石三つあり、其中に鈴<sup>（レ）</sup>の如く長二寸余上下たと豎半と闕たる尊神の体を堀り出し、又拙老に届け来り、急き場所に行、御神体を拝しける、磯平申ける、拙老か宅へ御伴して歸るへしと、拙老申す、其方か宅へ御伴申へし、枡の中へ尊体三つの石共に入、仏壇の棚に上て置申へし、能洗て如此いたし置たり、予か夕飯の時又来り、燈明上て如何哉、然共油も土器もなしと申来り、依て蠟燭一丁を献す、又其夜夢神明の曰、我なんじ等か目に懸るものにハなし、此家に<sup>（通留）</sup>たうりうする事あたはず、夜明け次第親方<sup>（序助）</sup>へ行て告へし、堂の細きにも籠末にも不<sup>レ</sup>抱、<sup>（角）</sup>早々建て、空の山の松葉の懸る所へ納むへし、堂の出来る迄ハ親方に居るなり、高き棚を釣て置へし、代宮屋へ行、幣を切りて貫歸るへしと告玉ふ、夜明次第拙老か方へ届け来り、御さしづの如く取斗り申候也、又磯平へ仰付られける、惣て世話をはやく呉べし、十四日夜磯平寝るとの御告に御神体議定なりかたく事を存るなり、依之今起て<sup>（親方）</sup>おやかた<sup>（序助）</sup>宅へ行て告へしと、我雲州福田一本松大還の下に本と住せり、此地<sup>（原の村西）</sup>の人来て大道にて拾ひ、袂に入歸り、井手の上小社に入置ける、終に破壊して彼の椶の内に蔵る、正しく荒神也と磯平覺て即刻来り告けり、<sup>（夜ハ九つ過とも思しきなり、</sup>福田の人民疎々數取扱へり、よりにて八百年以前此地に来るなりとの玉ふなり、十一月十三日椶の切株より御神体堀出し、時立会居候もの、序助・徳十郎・栄助・寛次・甫助・要兵衛・久助・和吉・多八郎・彦平・久作・りく・おさの・おさよ・右八・おため・よし助・ひさ兵衛・磯平・大原屋林十郎・おこん・中嶋屋清四郎・よにし・勝太郎・雲州外園村喜代松・寺の前伊作、右荒神磯平へ御告ありし度ごと

に拙老へ届け、口演のまゝ書付おきし者也、天保十三壬寅十一月十四日夜、岩屋序助文・花押

宗雄云、天保十三年より八百年以前は長久四癸末年なり、八百年は大数かと思ふに、神告なれば実数なるへし

乍恐奉申上候、九日市村西原組庄屋序助、小作人磯平と申者、去る寅九月廿三日、山中焼畑に作置候蕎麦上候節、腰より鎌拔落、左之足きひす之釣筋を伐り、歩行不相叶、臥居罷在候内、同十月十日之夜夢想に誰様とも不相知、我者此上之二十八年以前伐採候檜之株之中二尺四方底に蟄伏罷在候間、堀出呉候様に被仰聞候に付、夫より三十三日を経て十一月十三日全疾快相成候間、右夢想之通、旧木堀見候所、古き鈴之柄者折たる形と相見、豎も半分腐闕仕候、長三寸許、地金ハ黒青之色ニ而からかねとも候哉、凡懸目七八十目位も可有之哉に奉存候、神体を堀出、老升枿に入、仏檀之上に置候所、猶又其夜之夢想に元来其方共か目懸るものには無之、此上滞留もいたし不申、明日より序助宅へ引越、高き棚を調、幣を切り相添置、且堂之大小精麗之望、無之候間、早々相調、右檜伐株之空山の松の葉の懸り候所へ納置呉度段、序助へ相頼呉候様、被仰聞候趣、同十四日朝磯平申来候ニ付、承合候所、始末一言茂無相違、諸事符合仕候ニ付、老尺三寸四方板屋根之小社相調納置申候、尤十四日夜までも神号相知不申、一同如何哉と奉存候内、尚又磯平へ夢想に被仰聞候者、未だ我神号を不知、一同氣遣居候趣、尤之至ニ候、我元雲州福田一本松より八百年以前に当地之者拾ひ、袂に入罷歸り候、以来地借り住居いたし候、正敷荒神成へし、序助方へ即刻申聞可申との御託宣に御座候、依之右之趣取斗置候所、其後何たる事聊も無御座候、右者今般御尋ニ付、始末書奉差上候、以上、天保十四年癸卯正月、邑智郡九日市村西原組頭百姓徳十郎、同庄屋序助、岩田鋸三郎様、大森御役所荒神といへることのあけつらひ、〽荒神といへるはいとみふかしきことにて、いつの頃よりか神のミうへにかゝるやうなき御名ハおふせ奉りそめけむ、いて

や玉ちはふ神の御霊には幸魂奇魂荒魂和魂直日魂とてそのものによりてもちわけさせ給へれば、荒魂てふことはあれと荒神といへること神典にハ見へず、須佐之男命の神さかたけくおはしましけれハ、荒神といへる伝へハ更になし、かくあやまりたる証は国々所々にさいの神とて、ここのもりかしこの林に祭りたるなり、そハなへては猿田彦大神を齋き祭るそ多かり、この大神に掛まくもかしき皇孫に、きの命、御天降の時天の衢に迎へ奉り、御ミちしるへし給ひしより幸先サイヤキの神幸神ともたへ奉るを、字音によりてこうしんと衍り、又庚申の日に祭り奉るもこの大神にて、幸神・庚申ミな同じミたまなれハ、かの道路に幸神ぶろ、庚申塚なとまつれるをおのつから荒神と書ひかめたるものなりかし、かの磯平かほりいたし奉りしも、うつなく猿田彦大神にましますへし、藤原朝臣忠久謹白、花押

宗雄云、此説信かたし

ちはやふる神の御稜威とかけまくもあやにかしき猿田彦の大神の御霊代のかくれまし〽けるを、今年天保十あまり三とせといふ年の冬十一月十日あまりミつの日のゆふへ、櫛の木の伐株の中より磯平なるを（男子）のこに託して堀出させたまひて、やつかれに宮柱をたてよと告たまひつる事のいとかしき物から、やかてさゝやかなるミ（御舎）あらかをつくりて、おなし月の廿日あまり八日、戌亥の方なる山の常磐の松の木の下にそ齋まつり奉る、〽すミわたる神の御玉をてる月のひかりさやけきふゆの夜の空、〽かきりありてあらはれまし、大神のミこゝろいかにのとけかるらむ、永井観次（ミヅ）

岩屋七荒神祭神社之事改祭礼、大名牟運命・須佐之男之命・少名毘古那命・武甕槌命・經津主命・大歳之命・五十猛之命、元治元歲甲子九月廿八日、取次上官中千葉介出雲臣澄明、花押

宗雄云、是は荒神の祭神を出雲国杵築の社中に問合せしとき書附（差越）しきさしれしとぞ、然とも是は荒神の文字によりて推て充たるにや、または鬮などに

て神慮を伺はれしにや詳ならず、若は文字に就て定たるものならむ、其は此神等は出雲にかれこれ祀りもしとりはやす神なればなり、因云、霊代は鈴の柄は朽て胸はかりなり、長三寸廻り六寸はかりなり



川淵の地主神○鑑谷の大歳社○同所の金屋子社○三丹谷の金屋子社○市の恵比須社○同所の稻生社○勸音堂<sup>\*\*\*</sup>の天満宮○君か<sup>\*\*\*</sup>淵上<sup>\*\*\*</sup>の七御崎神○三本松の荒神○長廻上<sup>\*\*\*</sup>の若宮神○をべか(ヲベカ)の大杉神○花の<sup>\*\*\*</sup>谷の金屋子神(社)○後原の荒(幸)神○銅か<sup>\*\*\*</sup>谷の地主神○三丹谷の金屋子神(社)○花谷奥<sup>\*\*\*\*\*</sup>の山神○長廻の山神

森神十所

滝上の荒神○見崎原の日御崎神○市の山神○板の<sup>\*\*\*\*\*</sup>下の荒神○同所の大歳神○段城原の荒神○花谷の山神○藤九郎の荒神○中田の水神○岡の大歳神

\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「三」の語はない。

\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「堂」の語はない。

\*\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「上」の語はない。

\*\*\*\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「の」の語はない。

\*\*\*\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「奥」の語はない。

石原村

大村神社

大村鎮坐

祭神、保食神○神体、木像

祭日、八月十八日

建物、本社

小社二所

高梨の荒神○中河原上の大年神

森神一所

森の(ノ)上の石神

八幡宮

千原村

喜津美山鎮坐○正和三年甲寅八月上瀬日、泉山之城主三善朝臣清政、常陸国より勸請

祭神、伊弉諾命・譽田別命・足仲彦命・氣息(長)足姫命○神体、木像三、鏡

一

宗雄云、明治三年の改に相殿香嶋社、正体鏡径三寸六分なり、是を伊弉諾命

とせしならむ、されと祭神違へり

祭日、三月十五日、八月十五日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、謹為<sup>レ</sup>祈<sup>ニ</sup>邦家之安寧<sup>一</sup>、聊抽<sup>ニ</sup>誠信之微<sup>一</sup>、惊奉<sup>レ</sup>創<sup>ニ</sup>建于八幡三所社<sup>一</sup>、

兼欲<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>一門植福之地<sup>一</sup>焉、右伏願皇<sup>凶</sup>永固等<sup>国土</sup>於乾坤之静鎮<sup>五穀</sup>豊登<sup>齊民</sup>

業於日月之盛明、更希一家繁榮而累葉長蒙<sup>二</sup>聰明之衛護<sup>一</sup>、僕從無恙而進止永

預正直之蔭庇災難不<sup>レ</sup>入外魔掃<sup>レ</sup>跡、仍所<sup>レ</sup>祈如<sup>レ</sup>件、正和三禊南呂上瀬日、正

六位上行平衛門少尉三善清政敬白○茲審丁酉之秋号食風拔<sup>レ</sup>木厥災及<sup>レ</sup>社神肯

弗預察、所謂安其危而利其畜者乎、仍邑宰命工經始不日而成雪脊輪奐、乃正和之啓輪却心永之殿、寔神鑑孔昭也必矣、遂下日而棟神來宵宇云、專願当社落成一新百廢、方鳩儻功隆棟架起一榱兩当來燕蓋樂鹿作、皇家柱石特為法社金湯、次冀國恭民安永辟蝗蠹之害道淳兵息遠戒狼烟之虞各稟三善之余慶共及一家之遠裔、心永廿六曆己亥八月又八日、正六位上行左衛門少尉行連敬白、文に曩祖二世之棟札、依書于表裡一面者顯号一面者隱焉宛侶日月為晝夜相似者乎、仍聊削新板以別騰書之矣、跡たれし世ハ瑞籬の霜をへていた、きまつる神そしるらん、永正重光協洽沽洗日、兵部少輔三善秀連○索訶世界大扶桑国山陰道石州城邑智郡佐和郷木積村八幡宮御宝殿建立棟札、夫惟彼社檀者吾始祖實連、当国下向砌、正和三年奉創勸請、爾來経後々百歳、永正重光協洽、吾乃祖秀連再興此社檀從曾式化權雖及廢闕、今時哉、粵誓願徧俾募微志、諸緣厥功不歷居諸而速成就者也、先願帝基机草固黎民安全祝延眷等同方歳呼徹上功德厚通下利益深天長又地久人法王令均次冀三善惠連、武門轄轄庁府善賢應神遠裔有家以義郷粉荒葛奉君以忠提利劍、則東征官軍所屯擢誠信、則履況清裕故新憑聖壽識荆而佩佳号蒙止報烜赫邁傑倫專祈丁未彪貌強建勢威殊尖頗於師謨有佐策之功祝千歳於九重旧高名於四坤属漢家之采勝靈椿之齡宜哉、寔天正九年龍集、兵部太輔三善朝臣惠連九拜、裏に本願宝坊了尊、奉行大庭右衛門尉、者申景安、右三人建立也○奉建立八幡宮、宝曆四甲戌八月十四日、住連主高橋玄蕃正直則・老父高橋大隅守直次、文略に宝曆三癸酉正月三日夜、社檀及焼失云云○修覆文政八乙酉年八月十七日、高橋鶴之丞○葺替、天保四癸巳年十月廿五日、高橋織部正茂○拝殿再興、嘉永三庚戌年十一月朔日、大宮司高橋玄蕃藤原正茂○奉再建佐和八幡宮御本殿一字、文久三壬子年四月廿七日、大宮司高橋日向正藤原政則、巫高橋宇多野、式村庄屋文三郎、石原村庄屋多久見次郎、熊見村庄屋茂兵衛、川戸村庄屋茂兵衛

善清政敬白、峯正和年中、佐和侯寄附、重宝之太刀也、宜不得奪五穀豐塾<sup>（8）</sup>國家静謐祈所、加藤旭臣謹書

社領、無し、社伝に社領高五石油面四斗、佐和殿より寄附、其後御檢地のとき石田となるといふ

末社、栗嶋社

同、稲荷社

社人、高橋一二三、家筋世代詳ならず、寛文中高橋越後より一二三まで十一代相続

若一王子社

王子か\*布呂鎮坐

祭神、伊弉册命・事解之男命・速（早）玉之男命「正体、幣」

祭日、十月十日

建物、本社・鳥居

小社九所

上木積の大歳社（神）○前原上山の地主神○下坊地小丸の惠美須神○同所上の地主神○小貝の金屋子神○安出の大歳神○大歳原の大歳神○林小丸の荒神○清下名の荒神

森神二十所

木積の若宮神○同所の荒神○同所の本宮○同所の水神○同所の荒神○同所の荒神○同所の荒神○同所の荒神○同所の荒神○上火谷の大歳神○日御崎（サキ）の日御崎神\*○「同所」大歳（年）神○中湯谷の荒神○同所の荒神○同所上\*の瀧神○加良風呂の非志利神○山根上の巖嶋神○福田神の荒神○上林の荒神

○猿丸の大歳神

宗雄云、非志利神は本に非志利大明神とあり

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。



\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「神」の語はない。  
\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「上」の語はない。

片山村

森神一所

杉（杵）本の荒神

熊見村

劔神社

的場山鎮坐

祭神、素盞鳥（鳴）命○神体、木像

祭日、十月二十日

建物、本社

小社三所

鉄穴内の大歳社○平の劔神○西の大歳（年）社（神）

森神二所

中間の大歳神○垣平（手）の大歳神

川戸村

妙見社

山根鎮坐

祭神、極星神○神体、鏡

祭日、十月十二日

建物、本社・拝殿

嚴嶋「神」社

乙原鎮坐

祭神、三女神「正体、幣」

祭日、三月十七日

建物、本社・鳥居

末社、若宮社

小社四所

郷路内\*の大歳神○中嶋の嚴嶋神○奥之\*\*岩の山王神○酒屋の大歳神

森神四所

戸崎の荒神○塞（才）神の妻神○大谷の水神○朝狩の荒神

\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「内」の語はない。

\*\* 「邑智郡神社書上帳 下」では「之」の語はない。

濱原村

桂根八幡宮

八波多鎮坐○言ト伝に鎌倉時代の勸請と云ふ

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、鏡三

祭日、八月十五日

建物、本社・神楽所・拝所・鳥居二

棟札、奉造建石州邑智郡佐和郷八幡宮御宝殿一宇、于時天文十七年戊申三月廿

八日、檀越出雲新介三善朝臣隆連・同越後守興連、致精誠懇志修造之云云、天

文拾六年丁未二月八日庚寅日材木取始、同八月十二日庚申手斧始同大工源朝臣

渡邊雅楽助通、奉行平朝臣日野与三左衛門尉通秋、神主源朝臣牛尾勘解由左衛門尉清繁、本願龍巖寺東春藏主也

宗雄云、造建とあるを思ふに、此時勸請せしにや

奉修理石州邑智郡上佐波濱原村八幡大菩薩、于時寛永十一年甲戌三月廿九日、

相氏子源朝臣牛尾権太夫○薩訶世界南勝地出処金天氏国石州之地邑智郡上佐波

濱原村当社八幡大菩薩御宝殿云云、藤原朝臣波多野権兵衛専勝並諸旦那云云、

于時明曆三歳丁酉八月十二日、藤原朝臣小瀧加兵衛吉永、藤原朝臣松長弥三左

衛門助成、神主牛尾出羽守藤原金次、沙門慧頓書之○奉新建立、寛文十二癸丑

十月、施主藤原朝臣波多野源兵衛重勝・同息波多野権兵衛専勝、神主牛尾権太

夫金公、願主福田仁兵衛正盛・二上二郎右衛門吉正・山本五兵衛正次○再興、

貞享四丁卯年、神主牛尾出羽守金之、年寄二神次郎右衛門吉正、庄屋杉野平兵

衛信勝○階十五間寄進、元禄十四辛巳年八月吉日、九人名略○再建、宝永七庚

寅初冬十三日甲戌日、神主牛尾長門守藤原金政○修理、享保十六癸亥年中夏十

八日○鳥居、願主小原町林孫六、寛保元年辛酉八月十四日○修理、延享五戊辰

年四月十六日○建立、宝曆十庚辰年八月十七日戊子日手斧始、翌年辛巳十月成

就、神主牛尾大和守藤原金宣○上葺、寛政三辛亥年十月十三日○修葺、文政三

庚辰年八月十三日○上葺、天保六乙未年八月十三日

宝器、兜二、鎧二、弓矢、佐波善四郎寄附○神号額、烏丸殿筆、文化八辛未年

波多野數五郎寄附

社領、高三石、此現米一石三斗三升九合三勺、永錢三百文

末社、稻荷社(神)

同、栗嶋社(神)

同、天満宮

同、荒神

社人、牛尾資直、家筋詳ならず、天文中牛尾勘解由左衛門清重より資直まで十

一代相統、就中出羽守金次・出羽守金久、從五位下に昇

宗雄云、天文・寛永の棟札に源朝臣とあり、明曆に到り藤原と改しは如何なる故にか

小社五所

岩倉山の金刀比羅社、祭日六月十日○町の惠美(比)須神○同所の胸形神○

小林の大歳社(神)○東向田の大歳社(神)

森神二所

境内の大元神○地主原の地主神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「比」の語はない。

久保村

若一王子社

宮山鎮坐

祭神、伊弉册命・速玉男命・事解男命、相殿東照宮○神体、鏡一

宗雄云、熊野神と若一王子と同神なること此所の祭神にて知へし

祭日、十月三日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉葺替御宮殿、文龜三癸亥年三月、神主勝部甚太夫、庄屋村田善兵衛、

頭百姓板野藤十、百姓代安江彦兵衛○葺替、天文五丙申年八月、神主勝部権之

進、庄屋村田善吉○葺替、元龜元庚午年十一月、神主勝部長太夫、庄屋安江幸

吉○再建、正保四甲申年九月、神主勝部大和、庄屋村田五右衛門○葺替、

寛文十二辛丑年九月、神主勝部豊前正次○修造、元禄十二己卯年十二月晦日、

神主勝部豊前重長、庄屋村田宇平○修理、享保十四己酉年九月十日、祠官勝部

豊前守正往○葺替、延享元甲子年十二月五日○上葺、明和九壬辰年十一月廿五

日○鳥居、安永三甲午年十月十二日、神主勝部河内正清○拜殿再建、享和三癸亥年十月○再建玉殿、寛政十二庚申年正月十六日○葺替、文化五壬辰年三月七日○鳥居、文化十癸酉年二月十一日、勝部因幡正知貞○葺替、嘉永二己酉年閏四月五日○鳥居、勝部因幡・同愛記、年月無し

社領、無高、此現永銭六十文○伝云、村田卯兵衛と云ふ者、社領に石盛を為て奪と云ふ

宗雄云、元禄中の村田宇平とあると同人か

末社、須賀社

同、大國主和魂神、旧号金刀比羅社

社人、勝部林栄、家筋文龜年中勝部甚大夫より林栄まで十六代相統

小社六所

御堂原の大歳社（神）○纏の大歳社（神）○才<sup>ノ</sup>原の大歳神○四日市の大歳神○番匠山の大歳神○龍眼地の天満宮

森神三十一所

大谷の山神○淺苧の山神○平谷の山神○曾根向の山神○早稲谷の山神○片寄（崎）の山神○脊戸の山神○堤廻の荒神○宮<sup>ノ</sup>前<sup>ノ</sup>の釵神○藤木の金屋子神○才<sup>ノ</sup>森の道反大神久那斗神○御崎谷の神明宮、旧号天照太神○市（一）右衛門

谷の山神○横手上の山神○青木坂の山神○佐名口上の山神○端木山の山神○南谷の山神○高畑の山神○同所の大歳神○上纏上の神明宮、旧号天照大神○中纏

上の山神○下纏の山神○同所の山神○同所の釵神山神○下纏花田奥の山神○下纏奥の山神○才（才）<sup>ノ</sup>原の山神○牛か<sup>ノ</sup>谷の山神○室田の山神○惠美（比）

須賀屋の金屋子神

宗雄云、御崎と云は大元神を云ふか多し、然るを出雲国日御崎と心得て祭神を天照大神としたるかあり、此所なるも是と同じきか

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「」の語はない。

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

糟（粕）淵村

稲荷神社

虫尾原鎮坐

祭神、豊受姫命○神体、木像一、伏見靈符箱、相殿石一○社伝に明和九甲申年十二月、伏見より正一位の神符勧遷、当村波多野淺之助願請

祭日、九月廿五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉建立稲荷大明神社、寛文十一辛亥年四月、神主勝部豊前守正次、圓光

現主白、本願人波多野甚兵衛・波多野長右衛門・福田仁兵衛○石州邑智郡粕淵邑慈眼山鎮守稲荷大明神棟札云云、元禄十二己卯年新之云云、宝曆八戊寅十二月十有八、茲眼山圓光禪寺現住參了泰禪僧謹誌、社務久保村住勝部豊前守、

庄屋波多野嘉左衛門、頭百姓林孫左衛門、目代服部六左衛門○再興、文化元甲子年八月朔旦、現寓当山八世大巖叟敬識、社務久保村勝部河内守、以下名略○

再建、文政八乙酉年九月廿五日、濱原村大鳥居、牛尾大和資直、久保村神主勝部因幡友定、理宮当山九世盈山叟、庄屋是助、以下名略

末社、金刀比羅社

同、牛頭天王、祭神須佐之男命

小社十所

上市の惠美（比）須神○中市の惠美（比）須神○下市の惠美（比）須神○小廻平の天王神○灰屋小丸の大歳神○西山の大歳神○野間本屋敷（鋪）の大歳神八

面神世々利姫明神○同所の大元神○野間氏永城の金屋子神○坊地の大歳神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「明」の語はない。

湯抱村

大歳社

杳原鎮坐

祭神、大歳(年)神○神体、石

祭日、秋臨時祭之

建物、本社

森神三所

畑志\*の大歳神○同所(畑志)の保食神○湯屋谷の大山積神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「志」の語はない。

志君村

森神四所

森脇平の大歳神○神田原奥の大歳神○畑屋奥の大歳神○勝負か\*谷の幸神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

高畑村

小社五所

寺「ノ」奥の天満宮○流畑の稲荷社(神)○原畑の権現社○檜谷の若宮社○才

か\*原の大歳(元)社

森神六所

檜/\*谷の御崎神○川原田(畑)の金屋子神○柄谷の地主神○森原の金屋子神

○戈(才)か\*原の大歳(歳)神○割谷の山神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「ノ」の語はない。

奥山村

八幡宮

弓立山鎮坐○長承元壬子年九月廿四日、宇塩中務少輔勸請と云伝ふ

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、木像三、外右坐一体

祭日、九月十五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉造立八幡宮、大檀那三善元秀・門豊後守実永、于時宝徳三辛未如月吉日、当所庄屋木村林兵衛、高畑庄屋上田紋吉、志君庄屋■吉右衛門○美丹元秀秀きのへ秀貞子孫■ことく云云、元秀子々孫々つたへて弓矢めうか弓矢か

ほ■うあらせてたまハリ、家よくつくりせんすいよくこさせ云云、元秀子孫ふく

ゆう御なし遊しはんしようせさせてたまハリ、さいはいく、文明八年さるのへと

し八月十五日、はしめて御こしたて十月十八日まつる也、裏に仏頂尊勝陀羅

尼云云○奉建立正八幡宮、大檀那三善朝臣秀兼辛亥歳、志所之処叶神慮者哉、

天正三年乙十■廿一日、社務牛尾中務少輔、役人大草新右衛門尉・北川藤五郎、

文に御鎮坐仁王七十五代崇徳院御宇、長承元年壬子九月廿四日、凡五百七十七

年、宝永八年マテ、御遷宮大導師祠官宇塩中務少輔藤原重正、石州邑知郡奥山

村祠官中務正第二豊後守、第三山城守、第四治部大夫、第五藏大夫、第八■、

第七■、第八■

宗雄云、此文は宝永八年に書たること論をまたす、然に長承元年の鎮坐とす  
る証を知らず、按に宝徳三年の勸請ならむか

奉造立八幡宮一宇、承応三甲午年九月廿四日、石州邑智郡奥山村住神主藤原朝臣牛尾藏太夫、当所三嶋四郎左衛門、志君水谷源七郎、木村与右衛門、庄屋七郎右衛門、石田七郎兵衛、牛尾利右衛門、庄屋七兵衛、清水喜右衛門、導師祖式圓福寺宥清敬白○上葺、元禄八乙亥年六月十九日、祠宦宇塩水主藤原重永、文に宝徳三辛未自宝永八年マテ二百五十九年ニ成○葺替、享保二丁酉年七月七日、祠宦宇塩水主少重永○同、寛保三癸亥年八月廿七日○造替再建、天明元辛丑年九月十日、七五三主牛尾越後重吉○鳥居、寛政四壬子年三月○葺替、文化十癸酉年八月十八日○鳥居、天保十己亥年十月吉日

社人、宇塩重孝、家筋長承中字塩中務少輔より重孝まで二十八代相統  
小社一所

条山の金屋子社

森神十三所

弓立山の稲荷神○同所の地主神○大年谷の大歳神○矢「ノ」迫の地主神○御崎迫の御崎神○右か迫（古谷）の荒神○丸か\*埜の金屋子神○白波下\*\*の大年神○同上（所）の金屋子神○奥丸か\*埜の荒神○丸か\*埜の金屋子神○条の地主神○鑑迫の金屋子神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。  
\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「下」の語はない。

吾郷村

天津神社

二尾山鎮坐○式内

祭神、高御産巢日神○神体、劍二、前立木像女形○旧号、本座大明神、白鳳四乙亥年九月、農民二尾次郎勸請○伴信友の新選姓氏録考注引大和東大寺古写本、

下加茂社蔵本國造本紀兩書曰、其文曰、石見國造、瑞籬朝御世、紀伊國同、蔭佐奈朝命兒邑智郡天津神命子孫大屋古命、定賜石見國造云云、信友云、邑智郡天津神社是也

宗雄云、紀伊國の下に造字、同の下に祖字を脱せり、さて紀伊國造は國造本紀に權原朝御世、神産靈命五世孫天道根命、定賜國造とあれハ当社の祭神ハ神産靈命に坐すならむ、尚此村を吾郷と云は安濃郡の義なるか、三代實録に伊勢國安濃郡人爪工仲業賜安濃宿祢、神魂命之後也とあるをも思ふへし、紀伊國造、石見國造、安濃宿祢みな同脈なり、當國に安濃郡あるも此故なり、紀直も姓氏録に紀直神魂命子御食持命之後也とあり、考へし、或人は本高皇産靈神神皇産靈神といへり天神の文字に就て押て当たるなるへし

頭註抄に、天津神社二座正二位國常立尊國狹槌尊、承和九壬戌四月廿一日鎮坐即位祈年四月廿一日、月次廿八日、社記云、天神七代之大祖尊神以此稱天津社、又大元大明神

宗雄云、位の上に接字を脱せり  
みな押當にて信を指に足らず  
私考に、社説云、祭神天狹霧命國狹霧命

神宮寺山根氏の所持の書に、本座大明神廟領普朝郷一■五千代為神納者天氣如此、白鳳四歲乙亥九月、雅進大武大臣、花押、印に中原瀛真人とあり

宗雄云、堅一尺一寸五分、横三尺余の紙なり、白鳳の紙の存へくも非ず、其頃大明神と云ふ称もいかなれハ、後人の偽造なること知へし、但し物部神社を頭註に白鳳三年の勸請とす、是等に拠て記るにや

また〔梵字五字〕普朝郷為廟建天武天皇御宇、白鳳乙亥四歷、天金社為崇本座大明神御尊天狹霧尊、在朝里農民二尾次郎、光輝瑳石堀大和國岡本花闕帝奉備觀覽、和朝金岩為堪欣然給勅蒙朝郷二尾麓優々拓敬廟大武臣勅授御神殿御勅揮奉供威儀堂々二尾麓向天金社本座大明神、即此郷廟領慮思勅号宣神吏次郎守護請授宣前支對馬國奉白銀、奉授廟請御勅号白銀大明神御尊天

合魂尊在朱鳥元丙戌後白四月、以為謹敬白、縣太郎、花押

宗雄云、郷は卿小、崇本の下に座字を脱せり、是も豎一尺五寸、横三尺二寸余の紙に記せり、文旨の偽作と見ゆ、上の書と同時に作れるならむ、また天金社と記けるを思ふに、永祿九年の棟札に金天氏国とあれハ此頃に偽造せしにや

社家に、大日本国山陰道石州邑智郡佐波郷吾郷邑天津神社正一位本座大明神縁起、神之為レ靈也、照照乎祭然于耳目之間一矣、日月所レ照霜露所レ降生民無三日トシテ不レ浴一其沢一、而シテ知三神之力及其至妙雖三聖人一也、亦不レ可二得而測知一者也云云、維時寛延三庚午暮冬、銀阜大森陳石城山住兼帶吾郷觀史陀山僧月海、印書石城之方丈南牕下

宗雄云、是は本書を見ず云云と約たる処、なほ有用の事あらむ、他日加へきなり

また石見国邑智郡天津神社縁起、石州邑智郡下佐和庄吾郷村天津神社者、古來所伝高産靈尊之垂跡鎮坐一尾山下一、奉尊一称正一位本座大明神一也、夫神尊、人倫生成之大本万物化育之元靈也、凡有生者無レ不レ因一此神德一、故於三諸国往々勝地一勸一請之也、殊当社者被レ載一延喜式文一、奉授一勅宣極位一、尊崇異于他一、中古国家或離乱社頭已荒廢、永正年中、三善元親令一再興一、其後大永之度加一修覆一云云、今也万国治平、上施一有道之德一、下蒙一無為之化一、併是神尊之所二擁護一諸民之所二信奉一也、属日神主金義来需一当社之本縁一、因三不レ得レ已而述二大略授一焉云云、正徳三年九月吉曜日、神道管領卜部朝臣兼敬、右依二先蹤一加一印章一畢、慶応元年六月十四日、神道管領長卜部朝臣良義前立の記に、正一位本座大明神御神像、石州邑智郡下佐和庄吾郷村住山根八左衛門藤原種勝、享保六辛未六月吉祥日、謹造之

宗雄云、是は板に彫付てあり、神像は天冠を頂きたる女形の立像なり、是を前立と云へと、此板の文にては当社の神像にて、此年に新に造たるものなる

へし

神位、正一位、永正年中、三善朝臣元親の興行して仏子全賀・三善清繁・同元定兄弟三人の願によりて授らる

宗雄云、頭註に正二位、承和九壬戌四月廿一日、鎮坐即授位とあるは信かたし

式内

祭日、九月十九日

建物、本社・幣殿・拝所・神庫・鳥居

棟札、奉再造立天津神社本座大明神、大願主三善清連・連、専祈大檀那連公、武運長久子孫剛堅領中田夫耕雲種月専稼稷村里賤女紡月績風機織鮮、于時文永丙寅八月、大工水谷左衛門周、小人

宗雄云、此清連は佐和家系に二代の清連あれと石見の人に非ず、それより八代三河守清連とあると同人か、然らば出雲守幸連の子にて、幸連は応永三十一甲辰年卒なれハ清連も其頃の人なり、かれ文永は文安三丙寅ならむか、但し天津神社本座大明神の書様この頃の風とも思はれず

大日本国石見州佐和郷吾郷靈社上棟、宝徳三季辛未秋八月廿日九ツ時」  
大風檀破神尊大枳靈社、願主信清」  
於茲三善朝臣元連久連」  
大工藤原家次、奉造宮当社三宮

宗雄云、靈社は本社を指たるならむ、三善家の靈社と思ふこと勿れ

石州邑智郡佐和郷吾郷村靈社、凡乃三ヶ年一修造之功」  
以文龜三曆癸亥九月十八日良辰、上棟同夜半丑克、請三圓城寺一山一而至一遷座一、供養導師別慶詮然而無双靈社也、茲惣領者三善朝臣秀連・誠連等、願主三善朝臣元親・同清繁、其外子々孫々參詣氏子道俗男女哀愍合致懇志之輩、勝軍優利壽運長久世安穩得生善処而已云尔、文龜三天癸亥」  
記之、大工石原太郎左衛門尉家長

「和伎三三人而已〇奉再興正一位本座大明神社、新造妙見宮拜殿上葺、

新造西四所宮東四所宮上葺、大檀那三善隆連、社務三善連繁、願主元定、天文八年己亥九月十八日○娑婆世界南勝地日出処、金天氏国石州路邑智郡佐和郷吾郷村、当国三宮正一位本座大明神御宝前門客人殿宇之事、三善氏越之後州大守奥連公、建立先仮葺而久、永禄第八乙丑之秋、同姓秀次加上葺云云、先願<sup>西</sup>乙亥武運長久云云、次冀奥連・隆秀・秀次、威猛勇建<sup>建</sup>云云、永禄九年丙寅三月吉日、咲岩老衲書

宗雄云、当社を当国三宮と云こと、此処と宝徳三年の棟札と慶長二年の坪付とに見ゆ、当時は那賀郡天石門彦神社を三宮と云ふ

奉再興正一位本座大明神社、信心大檀那三善惠連、殊者乙酉歳、文中に于奥蒙<sup>蒙</sup>二御助力<sup>一</sup>、社務三好秀次<sup>善</sup>威励再興宮志所之叶神憲者哉云云、天正元十二月

○奉新建立正一位本座大明神御宝殿一字、寛永十四乙丑九月五日、大宮司牛尾内藏太夫、遷宮御人数次第、葉種寺宥盛導師真光陀宥遍天神坊有撰青<sup>清</sup>洩<sup>イ</sup>房教恩

房○上葺、寛文十三癸丑年九月十八日、祠官宇塩長門守公政○奉再興玉殿、元禄二己巳年九月、神主安田氏正就、施主山根八左衛門○奉再興新造御宝殿、同年月○拝殿一字、元禄十二己卯年九月、祠官安田民部丞正就○明星神奉建立正

一位本座大明神鳥井一字、元禄十四辛巳年七月、施主八左衛門種政、神主安田民部丞

宗雄云、明星神とは天文八年の棟札に妙見宮とあると同事に<sup>なるへし、但し</sup>当社を指末社に見えず小社に中船の妙見社あり、考へし  
丸<sup>丸</sup>本<sup>本</sup>の<sup>の</sup>本<sup>本</sup>別<sup>別</sup>社<sup>社</sup>と<sup>と</sup>思<sup>思</sup>ふ<sup>ふ</sup>と<sup>と</sup>勿<sup>勿</sup>れ<sup>れ</sup>

上葺、宝永七庚寅年九月十九日、祠官牛尾掃部金義、施主山根傳右衛門種喜、庄屋同苗新兵衛・同苗利右衛門、柳瀬村屋原九右衛門、乙原村庄尾伊兵衛○上葺、延享三丙寅年三月廿七日、神主牛尾掃部藤原金義○修葺、宝曆七丁丑年九月十八日、住連主名代牛尾大和守金宣○修葺上葺、明和四丁亥年九月十七日、当村神主牛尾左仲○再建拝殿、享和三癸亥年九月廿八日、大宮司牛尾安藝頭智英・牛尾城之助金綱・牛尾甥男劍司○修葺造宮御社、文化二乙丑年九月廿二日、

大宮司牛尾安藝智英・同甥男牛尾劍司○本殿上葺、文政十三庚寅年七月廿九日、大宮司牛尾佐渡守金貞・牛尾安藝智英・同甥男政之丞

宝器、額一面、正一位本座大明神、裏に奉<sup>奉</sup>掛御神前額之事、抑此御宮者去永正始之比、当郷地頭三善朝臣元親、依<sup>依</sup>為<sup>為</sup>興行<sup>興行</sup>一<sup>一</sup>紙<sup>紙</sup>之<sup>之</sup>書<sup>書</sup>狀<sup>狀</sup>而<sup>而</sup>欲<sup>欲</sup>遂<sup>遂</sup>厥<sup>厥</sup>功<sup>功</sup>、然間三善清繁・同元定、願主兄弟三人擎<sup>擎</sup>一<sup>一</sup>紙<sup>紙</sup>之<sup>之</sup>書<sup>書</sup>狀<sup>狀</sup>而<sup>而</sup>当社由来京都

吉田殿之神主殿迄申上処、則調<sup>調</sup>勅<sup>勅</sup>儀<sup>儀</sup>等<sup>等</sup>御宮当郷到着畢、其御勅宣之証文<sup>并</sup>并神主殿返状、奉<sup>奉</sup>納<sup>納</sup>御神前<sup>一</sup>一<sup>一</sup>処<sup>処</sup>也、抑願当所神祇諸大明神、願主・施主等哀懇懇念

立<sup>立</sup>、奉<sup>奉</sup>懸<sup>懸</sup>御神前<sup>一</sup>一<sup>一</sup>処<sup>処</sup>也、抑願当所神祇諸大明神、願主・施主等哀懇懇念心中之願望、令成就<sup>啓</sup>円満給矣、謹啟此額之家施主三善長則、願主権律師全賀、勸史沙門玄清、大永五天乙酉六月吉日、民部卿慶岳、刻<sup>刻</sup>彫<sup>彫</sup>之<sup>一</sup>

宗雄云、兄弟三人とは、全賀・清繁・元定<sup>なるへし</sup>長則<sup>長則</sup>か、または願主とあれは十人は長則<sup>なるへし</sup>なりて<sup>なり</sup>仏子<sup>仏子</sup>全賀<sup>全賀</sup>か<sup>か</sup>小<sup>小</sup>元親<sup>元親</sup>とも<sup>とも</sup>未<sup>未</sup>考<sup>考</sup>し、御宮当郷到着とは勸

遷の箱を指たるか、然<sup>然</sup>小<sup>小</sup>されは御宮といふこと合点ゆかす  
社領、高六石一斗八升、此現米八石三斗○石州邑智郡下佐和内吾郷村御神領打渡、合、廻田田小式拾歩米式斗肝煎清左衛門、おきたい田壹段小米壹石同人、

四月神田田壹段大米壹石式斗五升祝師修理太夫、中九日田田式段六拾歩米壹石六斗三升同人、九日神田田壹反大米壹石三斗八升同人、八王子田大米五斗五升

はき原与次郎、以上田数七段式拾歩、米六石壹升、文禄四年十一月十三日、作久間新五左衛門・岡部吉兵衛・平川清兵衛、祝師修理太夫殿、裏に右之本文為可入御披見ふし、持参申候、以上、五月四日、竹丹後○石州邑智郡佐波郷三宮

神田打渡坪付事、合、おき田田壹反式畝米九斗六升修理、うへきだ田壹反三畝廿歩米壹石三斗六升同人、九月九日神田田壹反六畝米壹石七斗壹升同人、田壹

反五畝米壹石五斗同人、同日田五畝米四斗五升同人、さこだ田式畝廿歩米式斗同人、屋敷四畝、以上、田数上六反四畝十歩、米六石壹斗八升、右給出共二可付置候<sup>着</sup>依佐石御下知如此也、慶長式年十月十一日、三上淡路守、印・花押、

神主修理殿

末社、白山社西宮社八王子神皮付神大將軍土公神

宗雄云、皮付神、本に皮付大明神とあり

同、住吉社八幡宮信田社皮張神熊野神金峯神

宗雄云、八幡宮は本に八幡武大神、皮張神は皮張明神とあり、天文の棟札に

西四所宮東四所宮とあるは、次の龍田稻荷神を合て十四所を八字となしたるならむ

同、龍田神稻荷神

同、東照宮、明和元甲申年三月勸請

社人、天津金則、家筋保延元乙卯年、天津内藏大夫、当社神職なり、金則まで四十二代相統、就中金則、慶応元乙丑年六月十五日、出雲守従五位下に叙

宗雄云、棟札に天文八年社務三善隆連、天正元年社務三善秀次あれと、是は其頃三善家に事を掌しにて社人は別にありけむ、其は坪付に文禄四年祝部修理太夫、慶長二年神主修理あれハなり、苗字を記サされと寛永十四年に大宮司牛尾内藏太夫とあるは此子孫ならむ、さて保延の頃天津内藏太夫とあるは其時代の名称に非されハ此牛尾内藏太夫を抛として時代を上せたるならむ、尚考へし○さて亦神宮寺と云家ありて、山根氏なるあり、此家に当社の書類を所持す、是は林生山神宮寺と云かありしか銀山に引越たる由なり、其跡なるへし、社坊の数多ありしこと棟札に見ゆ、寺屋敷など云もあり

嚴嶋神社

川中嶋鎮坐

祭神、市杵嶋比賣命○神体、石

祭日、七月十七日

建物、本社・鳥居

小社十六所

御崎廻の御崎神○若宮の若宮神○中船(舟)の妙見社○上原の荒神社○伊勢廻

の伊勢宮○森上の幸神○山根の地主神○同所の嚴嶋社○宮風呂の地主神○才原

の幸神○栗原の荒神○湊の稻荷社○定徳寺の春日社○岩松寺の山王社○弥勒寺

の稻荷社○松笠山の金刀比羅社

森神十三所

馬殿風呂の馬殿神○平畑(畠)の地主神○地主廻の地主神○宮風呂の地主神○

宮原の地主神○上原与平屋敷\*の地主神○神元の水神○同所の大年神○天津井

戸の水神○栗原の御崎神○同所の地主神○漆迫田の水神○同安田の水神

宗雄云、天津井戸とハ天津氏の家の井戸にて別義あるに非ず、後人の記るも

のハおりく、此類あり

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「与平屋敷」の語はない。

野井村

大歳「神」社

上段鎮坐

祭神、大年神○神体、木像

祭日、十月朔日

建物、本社・拝所・鳥居

小社一所

宮の嚴嶋社

森神一所

上段の水神



瀧原村

大歳神\*社

宮風呂鎮坐

祭神、大歳（年）神○神体、木像

祭日、九月九日

建物、本社・拝所

八重山神社

顕親寺鎮坐○文久二壬戌年十月、出雲国飯石郡八重山神社より勧請

祭神、伊邪那美命・速玉男命・事解男命〔正体、幣〕

祭日、三月十六日

建物、本社・拝所

小社一所

若宮の若宮〔社〕

森神五所

御崎森の大元神○見東奥の若宮〔神〕○宮風呂の地主神○同所の幸神○原前の

荒神

\*「邑智郡神社書上帳 中」では「神」の語はない。

築瀬村

若一王子社

火打谷峯鎮坐

祭神、伊邪那岐神・事解男神○神体、石立像女形

祭日、八月廿九日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、建立、明和三丙戌年十月十二日、吾郷村住連<sup>註</sup>主名代濱原村神主牛尾大和

金宣○葺替若一王子御殿一字、寛政九丁巳年十月、大宮司牛尾城之介金綱○同、

文政七甲申年八月廿九日○同、安政六己未年十月、牛尾佐渡藤原金定・牛尾河

内藤原金宣

森神二所

火打谷の御寄神○同所の大歳神

宗雄云、御寄神は瀧原村に御崎森の大元神とある如く大元神なり、また大元

神と大歳神と近く、並坐こと数多あり、由あるへし

八幡宮

乙原村

机立山鎮坐

祭神、品陀和気命○神体、木像

祭日、十月十日

建物、本社・神楽所・拝所・鳥居

棟札、奉再興八幡宮宝殿一字、正徳元辛卯年十月、石州邑智郡下佐和庄乙原村

神主牛尾掃部金義、庄屋安田佐太平○上葺、享保十一丙午年八月○新建立拜殿、

享保十六辛亥年六月○上葺、寛延三庚午年十月十日○同、明和四丁亥年四月廿

五日○再建宝殿廊下拜殿、享和三癸亥年三月廿日、大宮司牛尾城之助金綱・牛

尾安藝頭智英、庄屋市山六三郎○葺替、神主牛尾城之助、年月無し○上葺、文

政八乙酉年十月九日○再建御祈禱所・拝礼所並神輿塗替、弘化三丙午年十月、

大宮司牛尾佐渡藤原金貞・牛尾河内藤原金則、庄屋市山茂三郎○修覆上葺、嘉

永三庚戌年十月九日○再建鳥居、嘉永七甲寅三月十二日

社領、高二石六斗四升、此現永錢一貫百文

末社、古八幡宮○神体、鏡、木葉石○安政元甲寅年三月勸請○乙原村古八幡宮  
 由来書に、嘉永七といふ年の如月の頃、東の大城に大八洲国しろしめす大將軍  
 君のおふせことありけり、こはあたし<sup>(異)</sup> 国人渡りきて皇御国の五穀万穀をこひ願  
 ひつる、いとかたはらいたきことになむありける、そも今のいまよりいよく  
 え渡えぬ、祈祷せよとおほせ事によりて此の里の廣旗の八幡の神奉仕神ぬし<sup>(主)</sup> 藤  
 原金則、なを此神に深く尊ミ、常に大御前事に仕へ世話なむし侍りける、安田  
 敬住主をとまなひ御社にまうて殿戸をひらき内の掃除なんともし侍らむと御戸  
 を開き侍りしに、甚たふりにし御玉殿あり、中にふりたる御鏡、木葉石あり、  
 その様甚古ひたり、あやしく思ひ、父金貞にとひ侍れとしらすと申き、殊にい  
 つの頃にかありけむ、神の御身かたしるは何ものゝしわざなりけん、しはしお  
 はしまさゝりしを、安田清次主の newly 奉造御社に奉納て今におはし座す神是也、  
 ことに甚あやしきは嘉永六といふ年の卯月の頃、津和野の府内ハ君の御館を始  
 として神の御社下さまの民の家なんとなかはすくる迄ミな焼亡たり、その頃よ  
 り誰彼といふ事なく津和野の府内八幡の神は邑智郡乙原八幡の宮に帰り坐しな  
 んと、里人語りあへりといへと、殊に神主金則有てしらすありける節、安田敬  
 信のとみに伝え聞、吾にもつたりといへと、世の愚人のたふれ事よと思ひす  
 くしてありし折節、濱田・津和野の郷民ハますゝにいひ重てはやす事共を安  
 田の主に切につけたる人ありけるとそ、いともあやしきことなれハ神の御心を  
 もうかゝひ給ひねと切にこえるにより神の御前にうなねつきぬき、幣取持てこ  
 ひねき申、此頃人の語りあへる事ともはたかふ事はあらめやと奉問れハ、たか  
 はしと御答ましき也、御心はいかにやと奉問れば、古へにたか<sup>(差)</sup>はしと御答あり、  
 甚もくす<sup>(奇)</sup>しきことなれば上の件の事共をあら磯浪のあらゝとかきしるして御  
 社に奉納あなかしこ、嘉永七寅といふ年弥生の中の四日、藤原金則、天かけ  
 り国かけりして常とはに世を守ます神はこの神、直道、豊かなる御世守けむ  
 此神の神の功業のかしこくもあるかな、金則

大歳神社

〔森脇鎮座〕

祭神、大歳(年)神○神体、木像

祭日、十月十一日

建物、本社

社領、高二斗四升、此現永銭三百文

小社六所

権現の大岩神○小原の地主神○幸神の幸神○銅か丸の山神社○同所の山神社

○竹谷の山神社

森神二所

清水の清水水\*神○船津の地主神

\*「邑智郡神社書上帳 下」では「か」の語はない。

\*\*「邑智郡神社書上帳 下」では「水」の語はない。

明塚村

伊勢宮

伊勢谷鎮坐

祭神、天照大御神○神体、鏡

祭日、九月廿九日

建物、本社・鳥居

末社、荒神〔社〕

小社三所

権現谷の権現社○山根〔谷〕の明塚神○岡風呂の地主神

宗雄云、明塚神は文字に拠て考るに、古き塚の開たるかありて、其所に此神

を祀り、また此塚によりて村名も起れるにや、土人云、塚は平地にて風呂神あり、森の脇に明塚神と云ありと云り

宗雄云、此石見をイシミと唱ふ

森神一所

仲間分の若宮〔神〕

高山村

大歳社

火打峰鎮坐

亀村

祭神、大歳神○神体、鉄

若一王子社

祭日、十月十四日

宮風呂鎮坐

建物、本社・鳥居

祭神、天照大御神、相殿大年神○神体、鏡

祭日、九月廿九日

建物、本社・拝所・鳥居

小社一所

畑か\*迫の地主神

森神一所

下津美（ツ間）の下間神

早稲田の地主神

宗雄云、八重葎に亀大明神あり、いかゝ

\*「邑智郡神社書上帳 中」では「か」の語はない。

信喜村

石見国神社記卷之六終（印）

八幡宮

野田鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、鏡

祭日、十月十五日

建物、本社・神楽所・鳥居

小社二所

石見の大歳神○ろくろ（轆轤）谷の幸神

墨付百七十三枚

明治十九年十二月 鴨島實写